



平成 30 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名      メディカル・データ・ビジョン株式会社  
 代 表 者 名    代表取締役社長    岩 崎 博 之  
    (コード番号：3902)  
 問 合 せ 先    取締役管理部門長    井 上 太 郎  
    (TEL. 03-5283-6911)

**譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行決議取消し及び再決議に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 4 月 9 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことを決議（以下「原決議」といいます。）いたしました。平成 30 年 3 月 27 日公表の 1 株を 2 株に分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）の影響が反映できていなかったため、これを適切に反映する目的から、本日開催の取締役会において、原決議を取り消したうえ、改めて本新株発行を行うことにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 30 年 5 月 18 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 13,126 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,753 円 (注)
(4) 発行総額	23,009,878 円 (注)
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除きます。）6 名 13,126 株
(6) そ の 他	本新株発行は、本株式分割の効力が発生することを条件とします。 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 譲渡制限付株式報酬における発行価額は、下記【本制度の概要等】に記載のとおり「取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値」とする旨ご承認いただいておりますが、本新株発行が上記のとおり本株式分割の効力発生を条件とすることから、発行価額及び発行総額は、平成 30 年 4 月 19 日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（3,505 円）を基準として、当該終値に 1 株につき 2 株の割合による調整を加えた金額（円位未満切上げ）としています。

## 2. 発行の目的及び理由

当社は、平成30年2月13日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成30年3月27日開催の第15期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年48,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることとします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計23,009,878円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式13,126株を付与することといたしました（注）。また、本制度の導入目的である当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役6名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行を受けることとなります。本新株発行において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

（注）本新株発行と同様に、本株式分割の効力が発生することを条件としています。

## 3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 平成30年5月18日～平成33年5月18日

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

## ② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、以下の（i）乃至（iii）の規定に応じて定められた数を乗じた結果得られる株数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（i）本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会開催の日より前に退任又は退職した場合は、0

（ii）（i）に定める当社の定時株主総会の日以降、当該定時株主総会の次に到来する当社の定時株主総会開催の日より前に退任又は退職した場合は、1/2

（iii）（ii）に定める当社の定時株主総会の日以降に退任又は退職した場合は、1

## （4）当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

## （5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

## （6）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、以下の（i）乃至（iii）の規定に応じて定められた数を乗じた結果得られる株数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

（i）本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会開催の日より前に組織再編等承認日が属する場合は、0

（ii）（i）に定める当社の定時株主総会の日以降、当該定時株主総会の次に到来する当社の定時株主総会開催の日より前に組織再編等承認日が属する場合は、1/2

（iii）（ii）に定める当社の定時株主総会の日以降に組織再編等承認日が属する場合は、1

また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第16期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、平成30年3月27日公表の当社普通株式の株式分割の影響を踏まえ、かつ、恣意性を排除した価額とするため、平成30年4月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,505円を当社普通株式の株式分割の影響を1株につき2株の割合をもって適切に反映した価額としております。本新株発行が本株式分割の効力発生を条件とすること及び当該発行価額の算出方法によれば、発行価額は合理的で、かつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上